

□ 情報公開法の改正経緯

行政機関情報公開法の改正

	根拠規定	施行日	改正内容
①	中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律(平成十一年法律第百二号) 第二十九条	平成十三年一月六日	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開審査会の設置を定める規定における「総理府」を「内閣府」に改める。
②	中央省庁等改革関係法施行法(平成十一年法律第百六十号) 第二百九十条	平成十三年一月六日	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関」の定義規定を省庁再編に合わせて整理。 ・「総務庁長官」を「総務大臣」に改める。 ・特殊法人に係る法制上の措置に関する規定の対象に「独立行政法人」を追加。
③	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号) 附則第三条	平成十四年十月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示情報(個人情報)を定める規定における「公務員」を「公務員等」に改めるとともに、独立行政法人等の役職員が含まれるよう改正。 ・不開示情報を定める規定等において「国及び地方公共団体」に並べて「独立行政法人等」を規定。 ・行政機関の長から独立行政法人等への事案の移送を定める規定を追加。 ・情報公開審査会の委員を十二人とすること等関係規定を整理。 ・独立行政法人及び特殊法人に係る法制上の措置に関する規定を削除。

④	日本郵政公社法施行法(平成十四年法律第九十八号) 第七十九条	平成十五年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示情報(個人情報)を定める規定における「公務員等」のうち日本郵政公社の役員について規定を整理。
⑤	行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号) 第八条	平成十七年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示情報(事務・事業情報)を定める規定において例示される事務として「租税の賦課若しくは徴収」を追加。 ・「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。 ・情報公開審査会関係規定を削除。
⑥	地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十法律百十九号) 第十八条	平成十六年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・不開示情報(個人情報)を定める規定における「公務員等」に地方独立行政法人の役員が含まれるよう改正。
⑦	行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年六月九日法律第八十四号) 第四十五条	平成十七年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・訴訟管轄の特例を定める規定を削除。
⑧	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律百二号) 第二百二条	平成十九年十月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・郵政公社の廃止に伴う規定の整備。
⑨	公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号) 附則第五条	平成二十三年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・公文書等の管理に関する法律の制定に伴う規定の整備。
⑩	国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第四十二条) 附則第四十二条	平成二十五年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> ・国有林野事業特別会計の廃止に伴い、第五条第六号中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。

行政機関情報公開法施行令の改正

	根拠規定	施行日	改正内容
①	教育公務員特例法施行令及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十二年政令第六十六号) 第二条	平成十二年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 「行政機関」を定める規定等における「学位授与機構」を「大学評価・学位授与機構」に改める。
②	中央省庁等改革のための内閣関係政令等の整備に関する政令(平成十二年政令第三百二号) 附則第十一条	平成十三年一月六日	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の長の権限又は事務の委任先を定める規定に「内閣総務官」を追加。
③	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十四年政令第九十九号) 附則第二条	平成十四年十月一日	<ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人等から行政機関の長に事案が移送された場合の「開示請求手数料相当額」等を定める規定を新設。
④	日本郵政公社法及び日本郵政公社法施行法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十四年政令第三百八十五号) 第三十四条	平成十五年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 手数料の納付方法を定める規定から「郵政事業庁」を削除。
⑤	民間事業者による信書の送達に関する法律及び民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十四年政令第三百八十六号) 第六条	平成十五年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 開示決定通知書の通知事項を定める規定等における「郵送料」を「送付に要する費用」に改める。
⑥	公正取引委員会を内閣府に移行させる	平成十五年四月	<ul style="list-style-type: none"> 行政機関の長の権限又は事務の委任先を定める規

<p>⑦</p> <p>ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十五年政令第二百一十号） 第六 条</p>	<p>九日</p>	<p>定を整理。</p>
<p>⑧</p> <p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十五年政令第四百九十一号）</p>	<p>平成十六年三月三十一日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政機関」を定める規定等から「国立大学」、「大学共同利用機関」、「大学評価・学位授与機構」及び「国立学校財務センター」を削除。 ・歴史的資料等を保有する機関を定める規定から「国立民族学博物館」及び「国立歴史民俗博物館」を削除。
<p>⑨</p> <p>行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十五年政令第五百五十一号） 第九条</p>	<p>平成十七年四月一日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引用条項の修正。
<p>⑩</p> <p>行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成十七年政令第三百七十一号） 第一条</p>	<p>平成十八年四月一日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開示の実施の方法の追加、手数料の額の改定等。
<p>⑪</p> <p>行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年二月三日政令第十八号） 第三条</p>	<p>平成十八年四月一日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引用条項の修正。

<p>⑫ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第三十九号) 第十八条</p>	<p>平成二十年十二月一日</p>	<p>・別表第二の「民法第三十四条の規定により設立された法人」の文言を削除。</p>
<p>⑬ 日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(平成二十一年政令第三百十号) 第三十二条</p>	<p>平成二十二年一月一日</p>	<p>・手数料の納付方法を定める規定から「社会保険庁」を削除。</p>
<p>⑭ 公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号) 附則第六条</p>	<p>平成二十三年四月一日</p>	<p>・公文書等の管理に関する法律施行令の制定に伴う規定の整備。</p>
<p>⑮ 安全保障会議設置法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二十五年政令第三百四十九号) 第三条</p>	<p>平成二十六年一月七日</p>	<p>・権限又は事務の委任を定める規定に「国家安全保障局長」を追加。</p>

行政機関情報公開法施行令の読替

<p>① 復興庁組織令(平成二十四年政令第二十二号) 第七条</p>	<p>平成二十四年二月十日</p>	<p>・復興庁について、当該職員に行政機関情報公開法第二章に定める行政機関の長の権限又は事務を委任することができるよう、復興庁組織令に読替規定を整備。</p>
------------------------------------	-------------------	---

独立行政法人等情報公開法の改正

	根拠規定	施行日	改正内容
①	日本郵政公社法施行法(平成十四年政令第九十八号) 第八十五条	平成十五年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 不開示情報(個人情報)を定める規定における「公務員等」のうち日本郵政公社の役員について規定を整理。
②	中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四百十六号) 附則第四十八号	平成十六年七月一日	<ul style="list-style-type: none"> 別表第二の中小企業総合事業団の欄を削除。
③	行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第六十一号) 第十条	平成十七年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 不開示情報(事務・事業情報)を定める規定において例示される事務として「租税の賦課若しくは徴収」を追加。 「情報公開審査会」を「情報公開・個人情報保護審査会」に改める。
④	地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十五年法律第十九号) 第二十二号	平成十六年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 不開示情報(個人情報)を定める規定における「公務員等」に地方独立行政法人の役員が含まれるよう改正。
⑤	行政事件訴訟法の一部を改正する法律(平成十六年法律第八十四号) 第四十八号	平成十七年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 訴訟管轄の特例を定める規定を削除。
⑥	郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第二百二号) 第二百二十号	平成十九年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 郵政公社の廃止に伴う規定の整備。

【注】別表第一の対象法人の異動関係は除く。

<p>⑧</p> <p>国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号）附則第四十二条</p>	<p>平成二十五年四月一日</p>	<p>・国有林野事業特別会計の廃止に伴い、第五条第四号ト中「国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等」を「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業」に改める。</p>
<p>⑦</p> <p>公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）附則第六条</p>	<p>平成二十三年四月一日</p>	<p>・公文書等の管理に関する法律の制定に伴う規定の整備。</p>

独立行政法人等情報公開法施行令の改正

	根拠規定	施行日	改正内容
①	国立大学法人法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十五年政令第四百八十三号) 第五十二条	平成十六年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供の範囲を定める規定において、独立行政法人等に対する評価の根拠法として、独立行政法人通則法を準用する国立大学法人法を含めるよう規定を整理。
②	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十五年十二月十日政令第四百九十二号)	平成十六年三月三十一日	<ul style="list-style-type: none"> 情報公開手続のオンライン化に対応するため関係規定を整備。
③	行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令等の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百七十一号) 第二条	平成十八年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 「開示の実施の方法」の定義の追加及び規定の整備。
④	総合法律支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第二十五号) 第十六条	平成十八年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 司法支援センターについて、評価委員会による直近の評価の結果が情報提供されるよう措置。
⑤	独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成十九年政令第一百十号) 第十四条	平成十九年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 政令で定める公文書館その他の施設における「独立行政法人国立博物館が設置する博物館」を「独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館」に改める。
⑥	公文書等の管理に関する法律施行令(平成二十二年政令第二百五十号) 附則第七条	平成二十三年四月一日	<ul style="list-style-type: none"> 公文書等の管理に関する法律施行令の制定に伴う規定の整備。